

長野県内における地域再生計画に関する研究

平成 31 年 2 月 小原 貴智

要旨

目的

平成 27 年に行われた地域再生法の改正により、地域再生計画の支援措置が充実し、また、地域再生土地利用計画制度が創設された。そのため、地域再生計画の認定数が増加した。そこで、本研究は平成 30 年 12 月時点で活用されている長野県内の地域再生計画と、地域再生土地利用計画について調査する。その結果を公表されている全国の調査結果と比較し、長野県内の現状や特徴を考察することを目的とする。

方法

内閣府地方創生事務局が発行している地域再生計画の一覧から長野県内の地域再生計画を抜粋する。得られた地域再生計画を参照し、事業内容、支援措置、事業費、事業期間を集計する。その結果を全国の地方公共団体に行っているアンケート調査結果と比較する。また、全国の地域再生土地利用計画、非都市部での土地利用規制の緩和の取り組みを調査する。

結論

地域再生計画の集計から、長野県ではインフラ整備、人口減少による産業の衰退、働き手の不足に対する、対策として以下のような特徴があった。

- ①地域特性である産業の活性化を目的として、インフラや拠点の整備事業が多い。
- ②産業の拡大や新設により、新たな雇用を生み出す計画が多い。
- ③環境・エネルギーの分野は県内構成比では低いですが、全国と比べると、特化係数は高く、この分野に注目されている。

地域再生土地利用計画は、全国でもまだ実例は無いが、地方公共団体が独自に非都市部の土地利用緩和を行っている例はある。今後は地域再生土地利用計画制度を用いる地方公共団体が現れると考えられるが、地域再生拠点区域での安易な開発行為には注意する必要がある。

指導教員 藤居 良夫 准教授